

令和7年 富士見町 規則

第 22 号

富士見町農業集落排水処理施設条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

富士見町農業集落排水処理施設条例施行規則(平成6年富士見町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「平成5年町規則第14号」を「平成5年富士見町規則第14号。以下「規則」という。」に改める。

第6条、第7条、第11条、第13条、第14条、第17条及び第18条中「富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)」を「規則」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(使用料の繰上徴収)

第21条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、納入義務が確定した使用料について、納期限前においても繰り上げて徴収することができる。

- (1) 国税滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、又は破産手続が開始されたとき。
- (2) 相続が開始された場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (3) 法人が解散したとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。